

請 願 文 書 表

(平成28年11月28日)

<p>受理番号・受理 年月日及び件名</p>	<p>請願第13号 (28. 11. 21) 所得税法第56条の廃止を要請する意見書提出を求める請願</p>
<p>請 願 の 要 旨</p>	<p>地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられている。しかし、日本の税制は家族従業者の働き分（自家労賃）を、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認めていない。</p> <p>家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも達してない額である。このことにより家族従業者は、社会保障や行政手続の面などで不利益を受けている。</p> <p>青色申告にすれば給料を経費にできるという所得税法第57条は、税務署長が届出と記帳義務などの条件付きで「特典」の1つとして、税務署長の裁量にゆだねられているという側面があり、申告の仕方でも納税者を差別するものである。平成26年1月からは、すべての中小業者に記帳が義務化されており、所得税法第57条による差別は認められていない。</p> <p>今年2月には、国連女性差別撤廃委員会から日本政府に対し、「家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求める」と勧告がなされた。政府は閣議決定した第4次男女共同参画基本計画に、所得税法見直しを盛り込み、所得税法第56条の廃止に向けた検討を始めていると答弁しているが、いまだ実現していない。</p> <p>また、10月に報告された各国の男女格差（ジェンダーギャップ）指数で日本は、世界144カ国中111位と、先進国中最下位、昨年より10位も順位を下げたことが報告されている。世界の主要国では家族従業者の人格・人権、労働を正當に評価し、その働き分を必要経費に認めている。家族の人権を認めない所得税法第56条は廃止すべきと、全国で474自治体（平成28年10月19日）が国に意見書を提出している。</p> <p>家族従業者の人格・人権保障の基礎をつくるために、私たちは、所得税法第56条の廃止を強く願い、貴議会において、所得税法第56条の廃止を求める意見書を採択し、国会及び関係機関に提出するよう請願する。</p>
<p>請 願 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市兵庫区 兵商連婦人部協議会 会長 金 沢 夏 江 ほか3名</p>
<p>紹 介 議 員 の 氏 名</p>	<p>(代表) 西 　　ただす 　　あわはら 富夫</p>
<p>付 託 委 員 会</p>	<p>総務財政委員会</p>